

静岡県告示第129号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和3年2月26日から起算して15日間、戸田漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月26日

静岡県知事 川勝平太

1 発起人の住所氏名

静岡県沼津市戸田1062-9	野田 剛
静岡県沼津市戸田376-18	野田 直利
静岡県沼津市戸田593-1	山田 聖継
静岡県沼津市戸田268	山田 真一
静岡県沼津市戸田3703-10	眞野 康臣

2 加入区

戸田加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

戸田漁業協同組合